

加西市立図書館漫画資料収集等に関する方針

1 目的

「加西市立図書館資料収集方針及び選定基準」に基づき、漫画資料の収集等に関する方針について定め、より充実した蔵書を構築することを目的とするものである。

2 基本方針

漫画は現代の主要な文化として国内外で高く評価され、また教育現場でも活用されるなどその社会的価値は確立されている。当館は、漫画資料を他の図書館資料と同様に重要な知的情報資産と位置づけ、その収集および提供を行うものとする。また、親しみやすい図書館づくりを推進するため、漫画資料の計画的な収集および充実を図る。

3 定義

この方針及び基準における漫画資料とは、漫画表現そのものを楽しむことを目的に制作されたストーリー漫画、風刺漫画などで、ひとコマないし数コマで表現されているもの。

4 選定基準

漫画資料は、出版形態が多様であることや視覚的効果の高いこと、幅広い年齢層が手に取れる資料であることなどを考慮して、原則次のような基準で選定する。

- (1) 原則として刊行がすでに終了しているものを収集対象とするが、刊行が始まって一定期間経過したものや、すでに評定が定まっているものについては、刊行途中でも収集対象とすることができる。
- (2) 日本の漫画史上重要な作品、資料的価値の高い作品、社会的評価を得ている作品を中心に選定する。
- (3) 各種漫画賞を受賞した作品は、選定にあたり考慮することとする。ただし、選定の必須条件とはしない。
- (4) 加西市または兵庫県にゆかりのある作家の作品及び加西市または兵庫県を舞台とした作品は可能な限り収集する。
- (5) 漫画の視覚的な特性を考慮し、内容、表現、描写について、次の点に留意し選定する。
 - ・過度の暴力的描写及び性的描写が露骨なもの
 - ・反社会的・非道徳的な事柄を扱っているもの
 - ・人間や生命の尊厳を脅かすもの、人権侵害・差別について配慮を欠くと認められるもの

5 リクエスト・図書館間貸出について

漫画資料は、品切れ・絶版・改版が多く、特に多巻ものは全巻を入手することが困難な場

合が多い上、他の公共図書館からの借受けも難しいため、当館で未所蔵の漫画資料のリクエストは受け付けない。また、図書館間貸出は行わない。

6 保存・除籍について

- (1) 漫画資料は製本が堅牢でないものが多いうえ、利用が多く傷みやすいので、汚破損の激しい資料は除籍を行い、必要なものについては補充する。しかし、品切れ・絶版が多く補充が困難な場合もあるため、除籍の際には留意する。
- (2) 資料的価値の高い作品で絶版になったもの、版型等を変えて出版される可能性がないものについては、たとえ資料の状態が良好でなくとも、除籍せず保存することも検討する。

附則

この方針は、令和8年6月1日から施行する。